

平成 27 年 9 月 30 日
電力取引監視等委員会

東京電力福島原子力発電所事故により避難された需要家に対する特別措置の延長の認可について

東京電力福島原子力発電所事故により避難指示等がなされた地域から、東京電力の供給区域内に避難された電気の需要家に対する特別措置の延長の認可について、9月25日づけで、経済産業大臣から当委員会への意見の求めがあったところ。これを受け、委員会としては認可することに異存はない旨の意見を回答しましたのでお知らせします。

東京電力は、平成23年3月11日の東日本大震災による東京電力福島原子力発電所事故を受け、原子力災害対策特別措置法に基づき避難指示等がなされた地域（※）から東京電力管内に避難された本賠償の対象となる需要家について、電気料金の支払期限の延長に係る特別措置を講じているところ。この特別措置に係る支払期日については、本年10月末までとなっていたところ、このたび東京電力より、本賠償の進捗を補い需要家の負担を軽減するため、当該措置の平成28年5月2日までの延長申請が経済産業大臣に対して行われたことから、当該申請を受け、電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の10第1項の規定に基づき、9月25日づけで経済産業大臣から当委員会への意見の求めがあった。

これを受け、当委員会としては本特別措置の延長の認可について、異存はない旨の回答を行った。

※避難指示、屋内待避指示、警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域

（本発表資料のお問い合わせ先）

電力取引監視等委員会事務局

総務課長 岸

担当者：東（あずま）、岩男（いわお）

電話：03-3501-1511（内線 4361～4）

03-3501-1529（直通）